

令和7年6月分から
令和8年3月分まで

水道料金の改定額を減額します

※令和7年6月分は令和7年8月請求
※令和8年4月分以降は変更ありません

なはの水vol.32(2025年2月号)にて令和7年6月分からの水道料金改定についてお知らせしておりましたが、本市水道料金改定の大きな要因である県水道料金が令和8年3月まで5.21円/m³減免される(令和7年3月31日付沖縄県企業局通知)ことから、本市水道料金も令和7年6月分から令和8年3月分までの改定額を5円/m³減額します。

◆改定水道料金表 (補足)下水道使用料の改定はありません。

一般用		令和7年6月分から令和8年3月分まで		(税抜き)	
メーターの口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)		令和7年6月分	令和8年4月分
		使用水量(m ³)	現行金額	改定金額	改定金額
13mm 及び 20mm	574円	5まで	50円	61	66円
		5を超え10まで	95円	106	111円
		10を超え15まで	133円	151	156円
		15を超え25まで	160円	178	183円
		25を超え35まで	198円	216	221円
25mm	1,556円	35を超え50まで	231円	260	265円
		50を超え100まで	257円	286	291円
		100を超え300まで	280円	312	317円
		300を超えるもの	297円	329	334円
40mm	3,852円	50まで	231円	260	265円
		50を超え100まで	257円	286	291円
		100を超え300まで	280円	312	317円
50mm	9,139円	100まで	257円	286	291円
75mm	20,028円	100を超え300まで	280円	312	317円
		300を超えるもの	297円	329	334円
100mm	53,278円	300まで	280円	312	317円
150mm以上	95,926円	300を超えるもの	297円	329	334円

その他		令和7年6月分から令和8年3月分まで		(税抜き)	
種類	基本料金	使用水量	現行金額	令和7年6月分	令和8年4月分
				改定金額	改定金額
公衆浴場用	一般用の口径の基本料金と同額	1m ³ につき	65円	83	88円
私設消火栓	—	1個1回20分につき	2,454円	2,632	2,672円
船舶給水栓	—	1m ³ につき	297円	329	334円
臨時給水栓	—	1m ³ につき	297円	329	334円

◆改定後の水道料金の目安

メーターの口径	水量/月	現行料金	令和7年6月分から		令和8年4月分から		備考
			改定後料金	増額	改定後料金	増額	
13mm 及び 20mm	5m ³	906円	966円	60円	1,032円	126円	単身世帯
	10m ³	1,428円	1,549円	121円	1,681円	253円	2人世帯
			1,604円	176円	1,777円	349円	
	15m ³	2,160円	2,380円	220円	2,594円	434円	3人世帯
			2,462円	302円	2,764円	604円	
20m ³	3,040円	3,359円	319円	3,656円	616円	4人世帯	
30m ³	5,009円	5,526円	517円	5,988円	979円	6人世帯	
		5,691円	682円	6,373円	1,164円		
25mm	50m ³	10,990円	12,084円	1,094円	12,992円	2,002円	事業者など 月の水量は、口径ごとの平均的な水量を示しています。
40mm	200m ³	61,877円	68,587円	6,710円	73,207円	11,330円	
			69,687円	7,810円	77,497円	15,620円	
50mm	600m ³	197,932円	218,722円	20,790円	232,142円	34,210円	
			222,022円	24,090円	246,112円	48,180円	
75mm	1,000m ³	340,590円	375,460円	34,870円	397,680円	57,090円	
			380,960円	40,370円	421,330円	80,740円	
100mm	3,000m ³	1,033,095円	1,138,695円	105,600円	1,204,695円	171,600円	
150mm	4,000m ³	1,406,708円	1,547,508円	140,800円	1,635,508円	228,800円	
			1,569,508円	162,800円	1,732,308円	325,600円	

※上記の表は、口径毎の使用水量に対する目安となります。
※世帯人数は目安です。(1か月で1人4~7m³程度の使用水量が想定されます。)
下水道を利用している方は下水道使用料を合計した額を請求いたします。

【料金改定の詳細については、ホームページをご覧ください】

新料金の「料金早見表」も上下水道局のホームページからダウンロードできます。



【お問合せ先】

料金改定の経緯については、企画経営課 TEL: 098-941-7802
新料金表や料金のお支払いについては、お客様センター TEL: 098-941-7804・7834



おいしい水ってなんだろう？

水のおいしさは個人によって感じ方が異なりますが、厚生省(現厚生労働省)の「おいしい水研究会」では、以下の条件を満たす水を「おいしい水」としています。

水質要件

水質項目	おいしい水の要件(目標値)	令和6年度 那覇市の水質検査結果(年平均値)*	
		西原系	北谷系
①蒸発残留物	30~200mg/L	81mg/L	147mg/L
②硬度(Ca、Mg等)	10~100mg/L	23mg/L	57mg/L
③遊離炭酸	3~30mg/L	1.3mg/L	4.3mg/L
④有機物等	3mg/L以下	0.9mg/L	0.7mg/L
⑤臭気強度	3以下	1	1
⑥残留塩素	0.4mg/L以下	0.5mg/L	0.6mg/L
⑦水温	最高20℃以下	25.1℃	25.3℃

*那覇市には、沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されています。当該水質試験結果は、市内10か所の給水栓から採取した各浄水場系統の水道水の年平均値です。

参考：厚生省(現厚生労働省)おいしい水研究会より「おいしい水の要件」 【お問い合わせ】 配水課 TEL: 941-7806 FAX: 941-7826

- 1 多いと苦味、渋味を感じますが、適度に含まれるとコクのあるまろやかな味になります。
- 2 硬度が低いとクセが無く、高いと人によって好き嫌いが出ます。
- 3 水に爽やかな味を与えますが、多いと刺激が強くなります。
- 4 水に含まれる有機物の含有量。多いと渋味を感じます。
- 5 水につく臭い。数字が大きくなるほど不快に感じます。
- 6 水道水中に残る消毒用の塩素は、水にカルキ臭を与えます。
- 7 冷やすことでおいしく感じます。

安全で安心 おいしい那覇市の水道水!